医師臨床研修における広域連携型プログラムについて

令 和 6 年 6 月 開 催 第1回府医療対策協議会 参考資料3

これまでの経過

- ・第3回臨床研修部会(R5.10.4)において、国は、広域連携型プログラムの制度案を提示
- ・R5.12.27に府医対協会長から、制度見直しに係る要望書を提出
- ・R6.3.1に府健康医療部長からも、制度の見直しに係る要望書を提出
- ・臨床研修部会報告書(R6.3.27公表)において、令和8年度研修開始分からの広域連携型プログラム設置の方向性が示され、制度の詳細については、今後検討を進めることされた。

国検討中のプログラム詳細(国への聞き取り内容)

〇広域連携型プログラムの概要

医師多数県のうち募集定員上限に占める採用率が全国平均以上の都府県(※1)の募集定員上限のうち一定程度(※2)を以下の県に所在する病院に半年間以上派遣するプログラム

- ①医師少数県のうち 募集定員上限に占める 採用率が全国平均以下の都道府県
- ②医師中程度県のうち募集定員上限に占める採用率が全国平均以下の都道府県の医師少数区域
- (※1)東京都、京都府、大阪府、岡山県、福岡県
- (※2) **5%程度を想定** (R7年度の大阪府の募集定員上限(636人)の場合:636人×5%≒32人) 定員数はR8年度各都道府県募集定員上限決定時 (R6末~R7初頃) に確定

Oプログラム設置の意義

- ・地域における研修機会の充実に
- -医師少数区域など地域の医療現場を経験できる機会を充実
- ・複数の医療現場の魅力・特性を生かした充実した研修が可能に
- -異なる医療現場を経験できる、地域における医療現場を経験できるなど
- ・研修医のキャリアの選択肢に
- 異なる環境で医療に従事する中で、研修医の将来のキャリア検討の選択肢や自分の特性に気づく契機になる
- ・全国の臨床研修ネットワークの形成に
- -異なる地域の臨床研修に関するネットワークが形成され知見の共有等につながる

(参考) 募集定員上限に占める採用人数の割合と医師偏在指標



出典:令和6年3月8日 令和5年度第6回医道審議会医師分科会 医師臨床研修部会資料(一部加工)

医師臨床研修における広域連携型プログラムについて

令 和 6 年 6 月 開 催 第1回府医療対策協議会 参考資料3

国検討中のプログラム詳細(国への聞き取り内容)

〇国が考える派遣元病院のイメージ

研修医募集定員20人以上、通常のプログラムと広域連携型プログラムの両方を実施することが想定されることから、両プログラムを安定的に実施することができる研修体制を有している病院 但し、派遣元病院の選定基準は都道府県の裁量

〇時期・期間

派遣先病院での研修時期: 臨床研修の2年目

派遣先病院での研修期間:6か月程度

O費用負担

広域連携型プログラムの作成・実施に係る費用について医師臨床研修費補助金による補助を検討

- ・広域連携型プログラムの責任者となるプログラム責任者に係る負担(派遣元病院)
- ・研修医の移動に伴う旅費に係る負担(主に派遣先病院)
- ・研修医の滞在に係る負担(主に派遣先病院)

〇国検討中の今後のスケジュール

	国	(参考)大阪府・府内研修病院
R6年6月下旬	・ <u>医師臨床研修部会を開催</u> <u>(広域連携型プログラムの詳細を検討予定)</u>	
R6年8月~9月	・派遣先病院リストを提供(国⇒府を含む医師多数県) ・派遣元病院リストを提供(国⇒医師少数県及別医師中程度県)	
R6年12月~R7年1月	・R8年度の都道府県別募集定員数を決定	
R7年2月		・研修プログラムに関する調査票を提出(研修病院 ⇒ 府)
R7年3月		・医療対策協議会において、各研修病院の定員数を協議
R7年4月		・募集定員を通知(府→研修病院) ・研修プログラムを届出(研修病院→大阪府)